

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成24年3月14日県営中山間地域総合整備事業中讃南部地区（ほ場整備事業）中山地区の換地処分をした。

平成24年3月21日

香川県知事 浜 田 恵 造